

経営首脳者セミナーのご案内

～令和6年4月建設業関係の改正法施行直前セミナー～

本年度の経営首脳者セミナーを以下の内容で開催いたします。今回のセミナーでは、「令和6年4月建設業関係の法改正施行直前セミナー」と題しまして、労働時間上限規制に関する内容並びに化学物質管理者の選任とその職務など化学物質管理関係の法規制に関する内容としています。経営者、安全担当のみならず、ぜひ人事労務管理部署の方もご参加ください。

日時 令和6年3月12日（月）13時30分から16時55分まで
開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-22
開催内容

- ① 建設業における労働時間上限規制について
神奈川労働局 監督課長 呷崎 雅夫氏
- ② 特別講演 働き方改革の取り組み事例発表
（労働時間の上限規制への対処、意識改革、ICT活用等による業務効率化、女性活躍推進など）
新菱冷熱工業㈱ 人事担当部長 佐川 美佳氏
- ③ 建設業における労働災害発生状況、法改正の内容等について
神奈川労働局 安全課長 千葉 幸則氏
- ④ 神奈川労働局 健康課長 畑野 俊氏
建設業における今後の化学物質管理等について
- ⑤ 特別講演 建災防における化学物質対策の取り組み（化学物質管理者等）
建災防本部 化学物質対策センター 調査役 酒井 康之氏
参加ご希望の方は以下の申込書に事項をご記入の上、
FAX等により令和5年3月8日（金）までにお申し込み下さい。
（期日を過ぎた場合は事務局まで事前にお電話ください。）



経営首脳者セミナー参加申込書

分会名	会社名	お名前
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()

支部行事予定

経営首脳者セミナー

時：3月12日 13：30
所：建設会館講堂

正副支部長会議

時：4月11日 14：00
所：建設会館411会議室

本部表彰選考委員会

時：5月7日 14：00
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：5月7日 15：00
所：建設会館411会議室

第1回理事会

時：5月21日 14：00
所：建設会館講堂

建災防神奈川支部ニュース

No.573 令和6年3月号 建設業労働災害防止協会 神奈川支部
横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735
URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

ゼロ災害を誓って安全祈願を実施しました ～4年ぶりに制限なしでの賀詞交歓会～



建設業労働災害防止協会神奈川支部は1月29日、横浜市の伊勢山皇大神宮で令和6年安全祈願祭を開催しました。

黒田支部長をはじめ支部役員ら43名が参加し、神奈川労働局からは加納労働基準部長、大須賀安全専門官が参加し、神事で黒田支部長と加納労働基準部長が玉串を捧げ、一年間の工事の安全を祈願しました。

安全祈願の後、4年ぶりとなる制限なしの賀詞交歓会が開催され、冒頭、黒田支部長からは「今年は年明け早々、能登半島地震が発生し、大変な年明けになりました。翌日には羽田空港で航空機の事故が

ありましたが、300人以上いる乗客全員が無事脱出できたのは日ごろの訓練の成果だと感じました。建設現場でも手を抜くことなく対策を行い、今年こそゼロ災害を目指したい」とあいさつし、安全への誓いを新たにしました。

来賓からは、加納労働基準部長が「4月から時間外労働の上限規制がスタートするが、長時間労働の削減は心身の健康にもつながります。労働災害防止の重要なツールとしても取り組んでいただきたい」と述べ、建設業における働き方改革の促進を呼び掛けました。



新年度における建設業の労働衛生対策について

神奈川県労働局
労働基準部
健康課長

畑野 俊



令和6年度の労働衛生対策は、令和5年度と同様に大きく「労働者の健康確保対策」と「化学物質等による健康障害防止対策」の2つが柱になります。

1つ目の「労働者の健康確保対策」は、過重労働対策、メンタルヘルス対策及び産業保健活動を重点としていきます。

過重労働対策においては、働き方改革における建設業の時間外労働時間数の上限規制が令和6年4月から原則適用されることから、労働時間を適正に把握して時間外・休日労働時間を削減していくとともに、長時間労働を行った労働者に対しては医師による面接指導を適切に行い、脳・心臓疾患の発症を防いでいきます。

またメンタルヘルス対策については、ストレスチェックの実施と集団分析を行い、精神疾患の発症を防止していきます。

そして、職業性疾病を防ぐために、職場における産業保健スタッフを充実させて、治療と仕事の両立支援の制度の整備を図ります。

建設業においても、脳・心臓疾患や精神疾患の労災請求がありますので、適切な対応をお願いします。

もう一つの「化学物質等による健康障害防止対策」は、令和6年4月から全面施行される化学物質の新しい管理への対応と、石綿、粉じん等の個別物質のばく露防止対策が重点対策になります。

化学物質の新しい管理については、職場

において化学物質を取り扱う際には化学物質管理者を選任し、取り扱う化学物質の危険性を評価して、その危険性に応じた対策を講じていく体制を整えます。

石綿対策については、建築物等の解体作業を行う際には石綿が含有しているか事前に調査を行い、WEBにより労働基準監督署に報告していますが、昨年10月から有資格者による事前調査が必要になりましたので、適正に調査、報告して石綿ばく露防止対策が講じられるようにします。

また粉じん対策については、トンネル作業などの粉じんの発じんが多い作業現場において、適切な換気と保護具の選定と装着がされるようにします。

そして熱中症については、暑熱になる前から対策を構築して暑さ指数を確認し、気温が上がり始めたら作業者の熱順化を促して熱中症の発症を防ぎ、また万一体調不良の者が確認された場合は、早急に対応できる体制を整えていきます。

建設業において、これらの重点対策に対処していくには、職場の作業環境を事前に的確に把握して適切な対策を選択していくことが重要です。

過重労働対策では労働時間の適正な把握、メンタルヘルス対策ではストレスチェックの実施、化学物質対策では職場で使用する化学物質の種類と使用量、熱中症対策においては暑さ指数の確認などです。

労働衛生対策では、作業環境における目に見えない疾病要因をいかに定量化させて見える化を行い、評価を行ったうえで対策を立てていくかがポイントになります。

建設業に従事する労働者が、安全で健康に働き続けられるように作業環境を整えていくことをお願いいたします。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆

神奈川県労働局 令和6年1月末日現在

署 年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	1		1	1			4	1		2	1	4	15
	(1)												(1)
前年				4	4	4	2	1	2	4		1	22

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和6年2月22日現在

業種 年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	(令和6年)	前年同期 (令和5年)	前々年同期 (令和4年)	令和5年 速報値	令和4年	令和3年
製造業	1			4 (1)	2	8
建設業	1			15 (1)	9 (1)	21 (2)
交通運輸業						
陸上貨物運送事業		1		9 (3)	5 (1)	2
港湾荷役業				1		
商業			1 (1)		6 (2)	3 (2)
清掃・と畜業		1	1	3	4	1
その他		2	1 (1)	9 (2)	3 (2)	14 (5)
合計	2	4	3 (2)	41 (7)	29 (6)	49 (9)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

令和6年における建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1月 17時頃	その他の建設業 民間 ~9人	化学設備 有害物等との接触	【発生状況】 ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことで酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。 配管工 25~30歳（1次下請） 【災害防止のポイント】 1 ガス管撤去工事等の特殊工事においては、十分に事前打ち合わせを行い、あらかじめ定められた作業標準、手順等により実施すること。 2 ガスを含め、酸素欠乏症等の窒息危険作業に当たっては作業者教育訓練を行い、酸欠に対する意識を高めること。 3 ガスが漏れる可能性のある作業においては、酸素濃度を十分に保つため、換気を行うこと。



令和6年度 神奈川支部事業計画（案）

	主要行事予定	備考(会場)
4月	正副支部長会議(11日)	於：建設会館411会議室
5月	本部表彰選考委員会(7日)	於：建設会館411会議室
	正副支部長・分会長会議(7日)	〃
	会計監査(10日)	於：神奈川支部専務室
	第1回理事会(21日)	於：建設会館講堂(14:00)
6月	代議員会(30日)	〃(15:00)
	運営委員会(11日)	於：建設会館講堂
7月	全国安全週間準備期間(1~30日)	
	正副運営委員長・部会長会議(11日)	於：建設会館411会議室
	正副支部長・分会長会議(23日)	於：ロイヤルホールヨコハマ
	神奈川労働局との情報交換会(23日)	〃
8月	全国安全週間(1~7日)	
	安全指導者研修会(木建含む)(26日)	於：関内ホール小ホール
9月	墜落・転落災害撲滅キャンペーン(1~9月10日)	
	支部表彰選考委員会(12日)	於：建設会館411会議室
10月	全国労働衛生週間準備月間(1~30日)	
	第61回全国建設業労働災害防止大会(本部)(3,4日)	於：東京ビッグサイトほか
	編集委員会(10日)	於：建設会館411会議室
	正副運営委員長・部会長会議(10日)	〃
	正副支部長・分会長会議(15日)	〃
	運営委員会・分会事務局長合同会議(24日)	於：建設会館講堂
11月	全国労働衛生週間(1~7日)	
	第59回神奈川県建設業労働災害防止大会(未定)	於：横浜市西公会堂
12月	第2回理事会(2日)	於：建設会館講堂
	技能講習内部監査(11日)	於：神奈川支部専務室
	分会事務局長担当合同会議(19日)	於：未定
	建設業年末年始労働災害防止協調月間(1~1月15日)	
1月	神奈川労働局への新年挨拶(7日)	於：横浜第2合同庁舎
	神奈川県建設業関連五団体合同賀詞交歓会(7日)	於：ベイシェラトンホテル
	正副運営委員長・部会長会議(16日)	於：建設会館411会議室
	正副支部長・分会長会議(未定)	於：伊勢山ヒルズ
2月	安全祈願祭・懇親会(未定)	於：伊勢山皇大神宮
	本部全国会議	
3月	編集委員会(4日)	於：建設会館411会議室
	経営首脳者セミナー(6日)	於：建設会館講堂
	分会事務局長会議(13日)	於：ロイヤルホールヨコハマ
	分会事務局長・専任講師合同会議(13日)	〃
	建設業年度末労働災害防止協調月間(1~31日)	

正副支部長分会長会議が開催されました

1月29日伊勢山ヒルズにて、正副支部長分会長会議が行われました。

主な議題は①令和6年度の神奈川支部事業計画（案）について②役員の改選について③令和6年度全国建設業労働災害防止大会（東京大会）について④新規に開催を行う講習について⑤ネット上での講習の申込試行計画についてです。

事業計画（案）については主要行事予定の日程、会場を確認し、例年どおりに事業を進めることで承認されました。

来年度は神奈川支部役員の改選期になります。役員体制の方向性と理事会、代議員会に向けてのスケジュールを確認しました。

東京大会については創立60周年記念大会ということもあり、神奈川は開催主協力支部とされています。本部からの要請動員数は500名と多く、分会別に目安を割り振り、分会等において参加者の要請を行い、本部表彰に関して例年どおりの日程で進めることとを確認しました。

した。

今年から新規に開催を行う講習は金属アーク作業限定技能講習と保護具着用管理責任者の2つです。いずれも法改正に伴って新たに需要が見込まれることから実施する講習であることを確認しました。

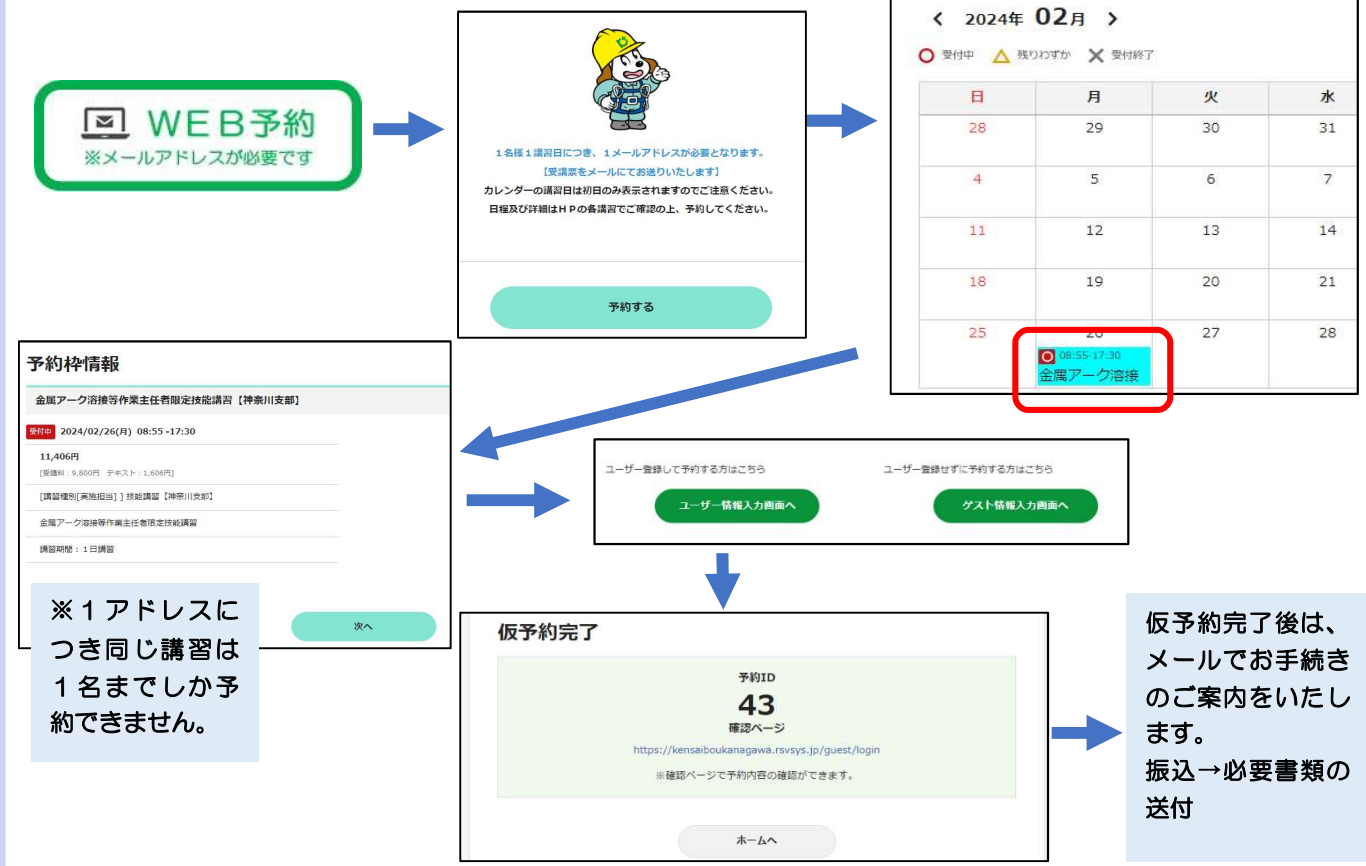
ネット上での講習の申込に関しては、昨今の情勢を鑑み、事務局で試行段階に入っており、そのスケジュールについて確認していただきました。

【内容については下記の記事を参照】

◀◀神奈川支部「講習WEB予約システム」のお知らせ▶▶

令和6年度、神奈川支部にて講習のWEB予約システムを導入することとなりました。現在、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」にてテスト運用中です。順次WEB予約へ切り替えさせていただきます。※ご利用にはメールアドレスが必要となります。

【変更点】
現在FAXでのご案内が、今後メールとなります。



令和6年4月1日からの建設業の労働時間の上限規制に向けての留意事項（神奈川県労働局労働基準部監督課）

建設業は、日本のインフラを支える重要な存在ですが、他の産業と比べ労働時間が長い状況にある一方、時間外労働の背景に業務の特性や取引慣行など個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、時間外労働の上限規制の適用が5年猶予されてきました。令和6年4月以降は、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されますので、皆様におかれましては、上限規制対応への準備ができていますか、今一度ご確認くださいませようお願いします。

1 上限規制の概要等

○上限規制の概要

令和6年4月以降は、建設業でも、原則として、時間外労働の上限が月45時間・年360時間（以下、「限度時間」といいます。）となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えて働かせることはできなくなります。

臨時的な特別の事情があって、労使が合意し（特別条項で定め）た場合は限度時間を超えて働かせることもできますが、以下の範囲とする必要があります。

- ア 時間外労働が年720時間以内
- イ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ウ 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月の平均で80時間以内
- エ 時間外労働が月45時間を超えられるのは年6回まで

○上限規制の例外

上限規制には、例外が定められており、「災害時における復旧・復興の事業※1」に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満」「2～6ヵ月平均80時間以内」の規定は適用されません。

また、「災害その他避けることのできない事由※1」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等を行うことにより、36協定で定める限度とは別に時間外・休日労働を行わせることができます。

※1 災害時における復旧・復興の事業と

災害その他避けることのできない事由との関係や、国や地方自治体と締結した災害協定等に基づき、差し迫った災害に備えた自宅待機が要請されている場合などについては中段に記載した厚生労働省作成のQ&Aを参照してください。

上限規制に係るパンフレットはこちらのQRコードに、建設業向けのものが掲載されています。

2 現状の労働時間の管理状況の再確認

上限規制対応に当たり、まずは、現状の労働時間の管理状況について今一度、確認いただきますようお願いします。

○適正な労働時間の把握

長時間労働を防ぎ、上限規制に対応するためには、労働時間を適切に把握することが必要です。

労働時間の状況の把握は、労働安全衛生法で客観的な方法によることとされていますので、適切な労働時間の把握を行っているか再確認をお願いいたします。

※参考1「労働時間の管理の方法」

労働時間の管理については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）で、使用者が講ずべき措置が具体的に示されています。平成31年4月から安衛法第66条の8の3の規定に基づき事業者はタイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。

労働時間の状況を把握しなければなりません。

※参考2「会社から現場まで移動する時間の取扱いについて」

厚生労働省作成のQ & Aでは、「労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、一般的には、以下のような場合においては、当該移動時間は労働時間に該当するものと解される。

- ・移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている場合や、
- ・現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から会社に戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されている場合、
- ・移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合

一方、工事現場に直行する又は工事現場から直帰することが自由である中で、労働者間で任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を決めて社用車に乗り合って移動することとしていたなどの場合においては、当該移動時間は労働時間に該当しないものと解されます」とされています。

厚生労働省作成のQ & Aはこちらに

○就業規則等の適切な運用

所定労働時間を週40時間以内にするための「就業規則等における労働時間と休日の設定」「変形労働時間制を採用している場合の手続※2」とその運用が適切に行われているかの再確認もお願いいた

します。

また、平成30年以降の法改正等で、再確認いただきたい項目を以下に紹介しますので参考にしてください。

□年次有給休暇の時季指定による付与

法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上労働者に対し、その日数のうち5日については、基準日（年次有給休暇発生日）から1年以内に、労働者ごとにその時季を指定して付与することが必要です。

□月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を5割以上に

月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率は5割以上とされています。（中小企業については、令和5年3月31日までの間は、引上げが猶予されていました。）

□育児・介護休業法改正に基づく対応

育児・介護休業法の改正により、産後パパ育休（出生時育児休業）や妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の意向確認等の対応も必要です。

※2 カレンダー方式など、週40時間とするため、一年間を平均する労働時間制（一年単位の変形労働時間制）を採用した場合には労使協定を毎年届け出る必要があります。

3 上限規制への対応

○適切な様式による36協定の締結・届出

時間外労働・休日労働を行わせる場合には、下表により様式を選定し

災害時の復旧・復興の事業が	時間外労働、休日労働が見込まれない（全くない）	月45時間を超える時間外労働、休日労働が見込まれる	月45時間を超える時間外労働、休日労働が見込まれない（全くない）	
			見込まれない	見込まれる
見込まれない	見込まれる	36協定は不要	様式第9号	様式第9号の2
見込まれる	見込まれる	36協定は不要	様式第9号の3の2	様式第9号の3の3

36協定の締結・届出をする必要があります。また、36協定の内容は、上限規制に対応していただく必要があります。

36協定の様式はこちら

○36協定の範囲での労働時間管理

実際に、時間外労働・休日労働を行わせる際は、締結した36協定の範囲となるよう管理する必要があります。

労働時間管理に当たっての注意事項

- ・年度末の工期の順守、急な設計変更などの対応が生じ、時間外労働の集中が見込まれる場合であっても、36協定の範囲とする必要があること
- ・月45時間を延長する場合の特別条項による上限の時間は、時間外労働時間だけでなく休日労働時間も含めたものであること
- ・現場の休工日が少ない場合には、特別条項により月45時間を延長する月が多くなることが考えられるが、月45時間を超えるのは年間6回までであること
- ・月45時間を延長する場合には、特別条項で定めた手続をその都度行う必要があること